

○熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学（以下「本学」という。）における学生及び職員（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下同じ。）の学習、研究及び就業に係る正当な利益を保障するとともに、良好な学習、研究及び就業の環境を維持するために、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止・排除等」という。）に関し必要な事項を定める。

2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する必要な事項は、熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為の総称をいう。

- (1) 妊娠、出産、不妊治療、育児休業又は介護休業等を理由とするハラスメント 妊娠、出産又は不妊治療を理由とする制度の利用又は状態に関する言動及び育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護を理由とする制度の利用に関する言動により、職員の就業環境を不当に阻害すること
 - (2) その他のハラスメント 優越的な関係を背景とした言動その他不適切な言動であつて、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、学生又は職員の学習、研究又は就業環境を不当に阻害すること（ただし、セクシュアル・ハラスメントを除く。）
- 2 この規則において「部局」とは、各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部、各研究所、病院、大学院先導機構、熊本創生推進機構、グローバル推進機構、大学教育統括管理運営機構、各研究機構、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第9条第1項に規定する学内共同教育研究施設、ヒトレトロウイルス学共同研究センター、附属図書館、保健センター及び技術部をいう。
- 3 この規則において「事務組織の各部等」とは、監査室、経営企画本部、研究・産学連携部、教育研究支援部(情報企画課に限る。)、学生支援部、総務部、財務部及び施設部をいう。なお、人社・教育系事務課、自然科学系事務課及び図書館課並びに生命科学系事務部及び病院事務部(以下この項において「部局担当課等」という。)については、前項に規定する部局のうち部局担当課等が事務を担当する部局にそれぞれ含まれるものとする。
- 4 この規則において「部局等」とは、部局及び事務組織の各部等をいう。
- 5 この規則において「部局長等」とは、部局等の長(技術部にあつては技術本部長をいい、事務組織の各部等にあつては総務部長とする。)をいう。
- 6 この規則において「相談員」とは、学生及び職員からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応する職員をいう。

(ハラスメントの防止・排除等の審議)

第3条 ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項の審議は、国立大学法人熊本大学人権委員会（以下「人権委員会」という。）が行う。

(学長の任務)

第4条 学長は、人権委員会の議に基づき、ハラスメントの防止及び排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(部局長等の任務)

第5条 部局長等は、当該部局等におけるハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。

(苦情相談窓口)

第6条 ハラスメントに関する苦情相談は、相談員が受けるものとする。

2 前項の相談員は、熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成16年4月

1日制定)第15条第1項に定める相談員をもって充てる。

- 3 相談員は、苦情相談を受けたときは、相談者の了解を得て、苦情相談の具体的内容等を人権委員会委員長又は苦情相談の内容に関連する部局長等に報告するものとする。
- 4 部局長等は、前項の報告を受けた場合は、人権委員会委員長にその旨を速やかに報告するものとする。

(苦情相談への対応)

第7条 人権委員会委員長は、前条第3項の相談員からの報告を受けたときは、人権委員会規則(平成16年4月1日制定。以下「委員会規則」という。)第8条に規定する相談事案検討ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)に諮り、苦情相談の内容に関連する部局長等に、苦情相談内容に係る事実の確認及び問題の解決のために必要な措置を講ずることを要請するものとする。ただし、苦情相談が部局長等の言動に関するものである場合その他ワーキンググループが必要と認める場合は、人権委員会において対応を検討するものとする。

- 2 部局長等は、相談員から前条第3項の報告を受けたとき、又は人権委員会委員長から前項本文の要請を受けたときは、苦情相談に係る事実の確認及び問題の解決に努め、当該報告又は要請を受けた日から2月以内に人権委員会委員長にその結果を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、相当期間その期間を延長することができる。
- 3 部局長等は、前項の場合において必要があると認めるときは、学外者を苦情相談に係る事実の確認及び問題の解決のために必要な改善策等の立案に参画させることができる。

(苦情相談に対する審議)

第8条 人権委員会委員長は、部局長等から前条第2項の結果の報告を受けたときは、ワーキンググループに諮り、問題の措置結果について審議するものとする。この場合において、必要と認めるときは、相談者及び当該部局長等からの事情聴取を行い、当該部局長等に事実関係の再調査及び対応策の改善を求めることができる。

- 2 人権委員会委員長は、審議の結果、問題が十分に解決したと認められた場合は、その結果を学長及び当該部局長等に報告するとともに、相談者に説明するものとする。

(調査委員会)

第9条 人権委員会委員長は、前条第1項の審議の結果、問題が解決されたと認められない場合は、苦情相談内容の事実調査を行うため、調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会の委員は、人権委員会委員のうちから、人権委員会委員長が指名する。必要があるときは、学外者を調査委員に加えることができる。
- 3 調査委員会に、委員長を置き、人権委員会委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する調査委員会委員がその職務を代行する。
- 6 調査委員会は、事実関係を調査し、2月以内に調査結果をまとめ、人権委員会委員長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、調査期間を延長することができる。
- 7 人権委員会委員長は、調査に係る苦情相談の問題が解決したと認めたときは、調査委員会を解散するものとする。

(調査委員会報告の取扱い)

第10条 人権委員会委員長は、前条第6項の報告を受けたときは、人権委員会に諮り、改善策等について審議するものとする。

- 2 人権委員会委員長は、前項の審議結果を学長に報告しなければならない。
- 3 人権委員会委員長は、審議結果に基づき、学長及び関連部局長等と改善策を協議するとともに、その結果を相談者に説明するものとする。

(守秘義務)

第11条 相談員及びハラスメントの防止・排除等に関わる者は、関係者の名誉、人権及びプライバ

シーを尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 学長、部局長等及びその他の職員は、苦情相談、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 ハラスメントの防止等に関する制度については、この規則の施行後2年を目途として、この規則の施行の状況について検討が加えられ、この結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月28日から施行し、改正後の第2条第2項及び第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。